

七戸町国土強靱化地域計画

令和3年8月
七戸町

目 次

第1章	はじめに	1
第1項	計画策定の趣旨	1
第2項	計画の位置付け	1
第3項	計画期間	2
第2章	町における国土強靱化の基本的な考え方	3
第1項	町の概況と過去の災害	3
1	位置及び面積	3
2	地勢及び気候	3
3	過去の災害	3
第2項	基本目標	4
第3章	脆弱性評価	5
第1項	脆弱性評価の考え方	5
第2項	脆弱性評価において想定するリスク	5
第3項	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
第4項	評価の実施手順	7
第4章	町における国土強靱化のための施策プログラム	8
第1項	施策プログラム策定の考え方	8
第2項	施策プログラムの推進	8
第3項	重点事業の設定	8
第5章	計画の推進管理	9
第1項	施策ごとの推進管理	9
第2項	PDCA サイクルによる計画の着実な推進	9

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

第1章 はじめに

第1項 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。平成30年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

また、青森県においては、これまで「みんなでつくる安全・安心な青森県」を目指し、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」に係る様々な取組を進めてきたほか、災害時に人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった本県独自の取組である「防災公共」等を推進してきたところである。

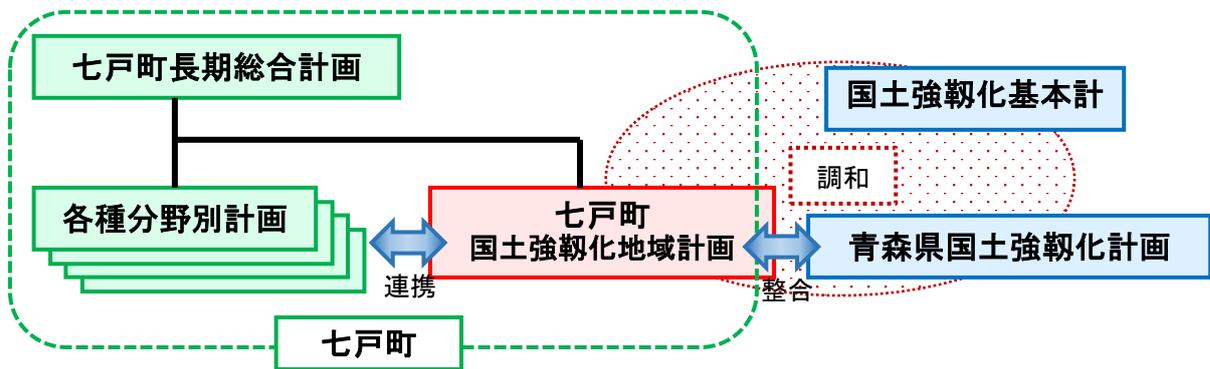
七戸町においても、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、国土強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の持続的な成長を実現するために不可欠な課題であることから、国、青森県、町民、事業者等と連携し、これまでの取組をさらに加速していく必要がある。

こうした基本認識のもと、七戸町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「七戸町国土強靱化地域計画」を策定する。

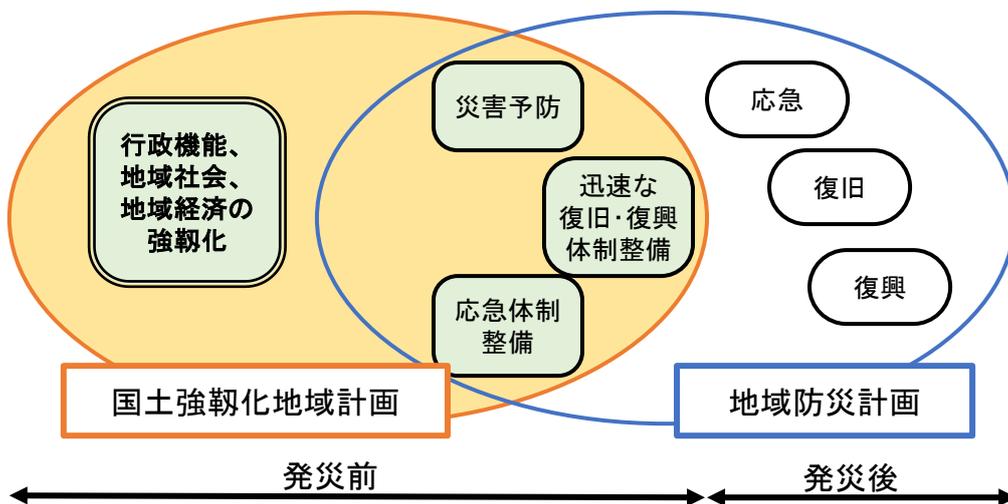
第2項 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

国土強靱化地域計画は、町の計画における国土強靱化に係る部分についての指針となるべき計画であり、基本計画と調和するものとなる。そのため、青森県強靱化計画に定められた施策の展開方向と整合を図り、基本計画や青森県強靱化計画と調和した計画とするとともに、七戸町長期総合計画をはじめとする町の各種計画と連携し、七戸町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、「七戸町地域防災計画」が、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



第3項 計画期間

七戸町における国土強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化、国や青森県における国土強靱化の状況等に応じた施策の推進が必要となることから、基本計画及び青森県強靱化計画を踏まえ、本計画の計画期間は、5年間とする。

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

第1項 七戸町の概況と過去の災害

1 位置及び面積

青森県の東部に位置しており、北緯40度48分から40度37分、東経141度16分から140度54分の間にある。東西端の距離が31km、南北端の距離が26kmであり、面積は337.23km²である。

2 地勢及び気候

本町は、青森県の東部、上北郡の西北に位置し、東から北は東北町、南は十和田市、西は八甲田連峰で県都青森市・平内町と境をなし、町域は東西約31km、南北約26kmのやや長方形で、総面積337.23km²を有する自然環境豊かな内陸部の農業が基幹産業の町である。

地勢は、西側一帯が広大な国有林野で標高1,000mを超える八甲田山系が連なり、山麓から東に伸びる丘陵は高低差が少なく、東西に貫流する河川流域が広大な水田地帯を形成している。

地質は、沖積泥炭地が分布し、火山灰土壌が多く、耕地のほとんどは植壊土で酸性度の強い土壌である。

気候は、1年を通じて気象の変化が激しく、なかでも6月、7月には霧雨を伴った偏東風（ヤマセ）のため気温の低い状態が続き、12月から3月にかけては、北西の強い季節風が吹き、曇天・降雪の日が多く極めて寒さが厳しいのが特徴である。

令和元年の数値で、平均気温は10.2℃、最低気温はマイナス15℃（過去最低マイナス15.3℃：2006年）、最高気温は34.2℃（過去最高35.8℃：2004年）を記録している。降水量は844.5mm/年で夏季から秋季にかけて多く春季は比較的少ない状況となっている。

また、積雪量は地域によりばらつきがあり、平地では40cm～1m前後、山沿い地区で2m近くの積雪となる内陸型の豪雪地帯でもある。

3 過去の災害

・七戸町地域防災計画を参照

第2項 基本目標

七戸町における国土強靱化は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持するためのものであり、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化などの町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、七戸町の持続的成長に資するものであることが求められる。

そのため、いかなる大規模災害等が発生しようとも、次に掲げる4つの基本目標を達成することを目指し、七戸町における国土強靱化に資する取組の総合的な推進に努めるものとする。

【七戸町国土強靱化地域計画の基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化
- 4 迅速な復旧・復興

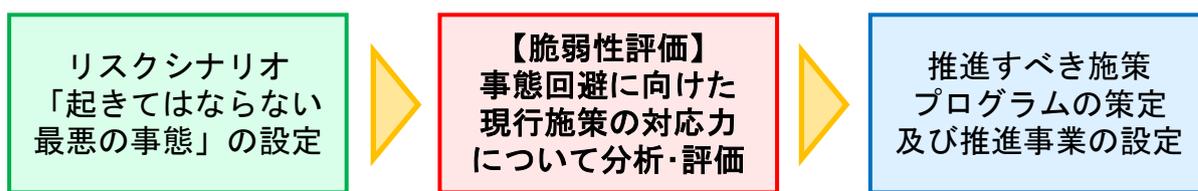
第3章 脆弱性評価

第1項 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画や青森県強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本計画に掲げる町の国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



第2項 脆弱性評価において想定するリスク

基本計画及び青森県強靱化計画と同様に、大規模災害全般をリスクの対象とした。その上で、七戸町に甚大な被害をもたらすことが考えられる次の自然災害等を具体的なリスクとして想定した。



第3項 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」や、青森県強靱化計画で設定されている事前に備えるべき目標とリスクシナリオをもとに、町の地域特性等を踏まえ、7つの事前に備えるべき目標と30のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	人命の保護が最大限図られること	1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫
		1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速におこなわれるもの	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4	経済活動を機能不全に陥らせないこと	4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止
		4-4 食料等の安定供給の停滞
5	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
		5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークが分断する事態
6	重大な二次災害を発生	6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次

	させないこと	災害の発生
		6-2 有害物質の大規模流出・拡散
		6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7	地域社会・経済が迅速に 再建・回復できる条件を 整備すること	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4項 評価の実施手順

前項で定めた30のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ等を収集し、参考指標として活用した。

別表【脆弱性評価・施策プログラム】の①・②に記載する。

第4章 国土強靱化のための施策プログラム

第1項 施策プログラム策定の考え方

「第3章 脆弱性評価」の結果を踏まえ、七戸町における国土強靱化施策の取組方針を示す「七戸町における国土強靱化施策のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町だけでなく、国、青森県、町民、事業者等との適切な役割分担と連携のもとで行うとともに、施設の老朽化対策や耐震化等の「ハード対策」と情報発信、訓練、防災教育等の「ソフト対策」を組み合わせ、30のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

別表【脆弱性評価・施策プログラム】の④・⑤・⑥に記載する。

第2項 施策プログラムの推進

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（指標）を設定する。

本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や青森県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる町、国、青森県、町民、事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

第3項 重点事業の設定

施策の推進に当たって、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して、事業の重点化を図る必要があることから、七戸町長期総合計画に沿った取り組みや青森県強靱化計画で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点事業を設定する。個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ重点事業の見直しや新たな設定を行う。

別表【脆弱性評価・施策プログラム】の③に記載する。

第5章 計画の推進管理

第1項 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や青森県との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

第2項 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築する。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとする。

【七戸町国土強靱化地域計画のPDCAサイクル】

